

第 142 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 142 回入札監理小委員会
議事次第

日 時：平成 22 年 9 月 28 日（火）18:54～20:52
場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）等の審議

- 発注者支援業務（積算技術業務）（国土交通省）
- 発注者支援業務（工事監督支援業務）（国土交通省）
- 発注者支援業務（技術審査業務）（国土交通省）
- 発注者支援業務等（用地補償総合技術業務）（国土交通省）

2. その他

<出席者>

（委員）

小林副主査、逢見副主査

（国土交通省）

大臣官房技術調査課 横山課長、建設システム管理企画室 勢田室長

大臣官房地方課 坂根課長

土地・水資源局総務課公共用地室 井上室長、遠藤用地企画官、武田用地調整官

（事務局）

館事務局長、和田参事官、栗田参事官、山西参事官

○小林副主査 それでは、ただいまから 142 回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、国土交通省の発注者支援業務「積算技術業務」、「工事監督支援業務」、「技術審査業務」、「用地補償総合技術業務」の実施要項（案）について審議を行います。

はじめに、「積算技術業務」、「工事監督支援業務」、「技術審査業務」の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。

本日は、国土交通省大臣官房技術調査課、横山課長に御出席いただいておりますので、事業の概要や実施要項（案）の内容等について、御説明をお願いしたいと思います。

説明は、3本まとめて、40分程度でお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

○横山課長 それでは、お手元の資料の中にパワーポイントで書いている「道路、河川・ダムにおける発注者支援業務等（発注者支援業務・用地補償総合技術業務）（参考資料）」というものがございますので、まず、これで業務の中身、イメージを先に御説明したいと思います。

表紙めくっていただいて1ページ目、業務の種類が左側のほうに書いてございます。大きく3つございまして、今日御審議いただきます「発注者支援業務」は積算、技術審査、工事監督、3つございます。

2つ目に「公物管理補助業務」、これは今日の審査ではございませんけれども、河川の巡視から道路の許認可まで5つございます。

それから、「用地補償総合技術業務」、これが1つということで、合計、関係する業務9つございますけど、これを総称して「発注者支援業務等」と呼んでおります。きょうは一番上の3つと一番下の1つを御説明させていただきたいと思います。

この業務でございますが、中身の説明に入る前に、どうしてこういう仕事をしているかということでありますけれども、公共事業費、最近では削減がかかってきて、一番多かったときよりかなり減っているのですけれども、それ以前の段階は、昭和30年代、40年代以降、あるいは50年代にかけて業務量がかなり増えてきているということがございます。

それから、もう一つ、単に事業費というお金が増えるだけではなくて、業務の質として中身が多様化したり、あるいは高度化してきております。具体的に申し上げますと、例えば用地の交渉にしても、地元とのいろいろ調整があるとか、工事についてもいろんな地域との調整をしなければいけないというようなことが出てきております。あるいは発注する際の積算ですとか、そういうものもかなり高度化してきていて、今では総合評価ということで、価格だけでなく技術力の評価もするというので、結構手間暇をかけなければいけないというのがございます。

あるいは公物管理でも、例えば不法占用が出てきたり、ごみの問題があったりということで、今までのようにさっと巡視するだけで済むということではなくて、かなり業務の質が多様化、高度化してきているというようなことがございます。

もう一つは定員の削減であります。これは国土交通省に限ったことではございませんけれども、定員の削減が毎年2%とか、あるいはそれ以上というようなことで削減されてきておりまして、かなり職員の数が以前と比べると減ってきている。特に現場ではそういう影響が出てきている。仕事を増えているのと、人が減っていると、両面がありまして、行政の補助業務として、今回の発注者

支援業務等はアウトソーシングを拡大してきたという経緯がございます。そういう背景の下でこういう仕事をやっているということでございます。

仕事の中身でございますけれども、具体的に2ページをご覧いただきたいと思います。ここに2つ並べております左側が積算技術業務、右側が工事監督支援業務ということでございますけれども、この資料の中のちょうど真ん中辺に緑色を塗ってございますが、これがいわゆる補助業務として出している範囲でございます。左側の積算で御説明いたしますと、これは名前のとおり、お金の算出をするわけでありまして、工事をするときこの工事でいくらかかるか、我々は予定価格と呼んでおりますが、そういうのを算出いたしますが、算出そのものは職員がやりますが、そのプロセスで必要となるいろんな図面や書類の作成、あるいは工事に必要な数量を、例えば鉄筋がいくら要るとか、コンクリートがいくら要るとか、そういう数量の集計、こういう仕事を補助業務として手伝ってもらう。真ん中辺のところでございますけれども、これをお願いしているという仕事であります。こういう資料の整理を受けて、最終的に発注者として予定価格の作成をして入札契約をするということをやっております。

右のほうの工事の監督支援業務、これは工事の契約をした後に、実際に工事がきちんと所定どおりされるかというのを工事の途中段階で監督する仕事がございます。これも従来全部職員がやっていたわけでありまして、そのうちの真ん中辺でございますけれども、実際に現場へ行って、施工状況の確認、例えばちゃんと工事がされているか、そういう立ち会いをするというようなこと。それから、材料とかがきちんと所定のもが入っているかどうか見るとか、そういうようなこと。それから、監督員への報告、監督員へというのは職員に対する報告でございます。あるいは設計変更と言いまして、現場に入ってみると、思ったより最初の図面に書いていたのと変更しなければいけないというのが出てきます。例えばもうちょっと深く掘るべきであるとか、そういうようなときの変更の資料の作成。現場で1件1件出てまいります。こういうものについての仕事をしていただくというものがございます。

それから、3ページ目、発注者支援の3つ目でございますが、技術審査業務でございます。これは工事を実際に発注する際に契約をする前に、各応募する業者の方から、現在では総合評価ということで、技術的な提案を出してもらうということが一般的でございます。そうすると出してきた提案について審査をしなければいけないわけでございますが、その審査資料というのはかなり膨大なものでありますので、そういう資料の事前の確認や整理分析を外部にお願いするものがございます。真ん中でございますが、実際出てきた資料が所定のもが出てきているか、必要な資格や条件に合っているか。あるいはその資料を、各社から出てきた場合に、同じようにそろえて整理してみようか、そういった分析のための資料の事前の整理をしていただく業務でございます。これを受けて、最終的に発注者として技術評価をして落札者を決定するというものでございます。

最後に用地補償総合技術業務、これは名前のとおりであります。公共事業をやる場合には用地を一般の方から買収しなければいけません。あるいは建物とか補償がございますので、そういう場合に補償に関するような交渉を行っていただいたり、その資料を作成する。あるいは最終的に履行の確認する。所定どおり物件が撤去されているか、そういう確認をするというような業務の補助

をしていただくものでございます。

以上が、今日御審査いただく業務、4種類でございます。

1ページに戻っていただきまして、どういうふうにあるのかというボリュームでございます。1ページの右のほうをご覧いただきたいと思います。これは21年度の実績でございますので、昨年度のものでありますけれども、一番下のほうに今日の分以外のものもちょっと入っておりますけれども、発注者支援業務で言いますと、今の積算と工事監督、技術審査で3つ合計のものが一番上の数字でございますけど、件数として1,409件でございます。これは全国の数字でございます。金額が508億5,000万ということでかなり大きなものでございます。

それから、今日はありませんけど、公物管理関係が670件で208億円でございます。それから、用地補償は少ないのですが、120件の30.8億円ということで、合計が2,199件、747億9,000万というのが昨年の実績でございます。

全体のボリュームから言いますと、年によって変動もありますけれども、これで見させていただきますと、全体を100としたときに、発注者支援、上の3つの部分が60%強ぐらいになっていると。それから、公物管理が3割ぐらい。用地補償が5%程度、このようなボリューム感になっているということでございまして、22年度につきましては、年度当初の分しかまだ集計できていませんので、これより大分減っていると思いますけれども、昨年で見るとこのぐらいの業務量を発注をしているということでございます。

まず概要は以上でございます。

続きまして、個々の要項(案)について御説明させていただきます。

○勢田室長 代わりまして、実施要項(案)を説明させていただきます。1つ目が「積算技術業務」、「工事監督支援業務」、「技術審査業務」の3つを併せてさせていただきますが、多分に内容が重なっていますので、まず積算技術のほうで内容をしっかり説明させていただきます。残りの2つについては、そこから若干変わっているところについて説明させていただきたいと思います。

それでは、お手元をお開きください。3ページから始めさせていただきますが、3ページ1.で対象公共サービスの詳細な内容ということでございます。今、横山が説明いたしましたが、それを若干繰り返しますが、説明させていただきます。

1.1 対象公共サービスの詳細な内容ということで、業務概要が書いてございます。ここで2行目ぐらいからですが、道路、河川及びダム事業に関する工事の設計書作成に必要な工事発注図面及び数量総括表等々ということで書かれております。

(2) 業務の内容でございます。

1) 積算に必要な現地調査、現地を把握していただかないと積算の作業ができないということでございます。2) 工事発注図面及び数量総括表の作成ということでございます。3) 積算資料作成。2)の数量総括表などをつくるに当たって、いろいろ特記仕様書、さまざまな準備するべきものがあります。そういう資料の作成というものでございます。4) 積算システムへの積算データ入力。数量総括表の数字をパソコンのほうに打ち込むといった作業でございます。

これら大きく分けました1)～4)の作業内容ですが、3ページの一番下、そういう業務の履行

上の留意事項ということで、次の4ページでございますが、①、②、③と書かせていただいています。この辺は省かせていただきたいと思えます。

それから、4ページ目の一番下でございますが、1.2 確保されるべき対象公共サービスの質でございますが、その次のページをご覧ください。

本業務につきましては、達成目標という言葉を使わせていただきました。私どもの行政の業務の補助業務ということですので、ここの(1)～(4)まで書いてありますが、これは先ほど前ページの内容の1)～4)と同じ項目で起こしております。この項目について、確実に達成していただきたいということで達成目標ということで書かせていただきました。

その下の1.2.2 達成水準のモニタリングの方法(業務評価)でございますが、(1) 業務の執行状況にかかる評価項目ということで、1) 専門技術力、2) 管理技術力という形で項目を挙げさせていただいております。これらの項目は、私どもが業務として発注しております、その業務の成果ということで、最終的に業務が終わりましたら成績評定を発注者としてつけております。まさにその項目をここに挙げさせていただいております。

それから(2)でございますが、業務執行上の過失等にかかる評価項目ということで、これは業務遂行中にいろいろ問題がありましたら、これは減点対象という意味での評価項目でございます。

1.2.3 創意工夫の発揮可能性ということでございます。ここにつきましては、2つ挙げさせていただきました。1つ目が、業務の実施方針に関する提案ということで、業務を確実に履行していただくために質の向上の観点から取り組むべき事項の提案をしていただくということでございます。

(2) 業務に対する技術提案ということで、業務に対してそれぞれ留意点を踏まえて、技術提案をしていただくということで書いてございます。

それから、1.2.4 成果品についてということで、最終的にこの(1)～(4)までの成果品を納品していただくという形で記述しております。

1.2.5 委託費の支払い方法。その下の1.2.6 費用の負担等に関するその他の留意事項、この部分については、その他の通常の土木設計コンサルの業務内容とほとんど同じですので、内容は省かせていただこうと思えます。

それから、7ページでございます。下、5行目ぐらいにございますが、2. 実施期間に関する事項ということで、本業務の実施期間は、以下のとおり、予定しているということで、2つの期間を示させていただいております。1つ目が、4月1日年度初めから1年間【単年度契約を想定】。もう一つが、【2か年間の複数年度契約】ということでございます。

これらにつきましては、この対象業務そのものの工事内容が明確にならないと実際にこの業務の内容も詳細まで確定できないということで、今の予算がまだ確定できない段階で、今の段階では確定しづらいということでこういう書きぶりをさせていただいております。

8ページ目、3. 入札参加資格に関する事項ということで、まず3-1. 単体企業。10行ぐらい下に3-2. 設計共同体、この2つの形での参加資格を求めるといことにしております。

3-3. 入札参加者間の公平性ということで、当然公平性を確保されなければならないということで、下のほうですが、例えば(1) 資本関係というところで、親会社と子会社の関係にあるよう

な関係が深いものが2社入るとか、その下の(2)人的関係、会社が異なっても役員が重なっているとか、そういった社に対しては公平性の観点から、片方だけにしていただくといった条件をつけさせていただいております。

それから、9ページでございます。3-4. 競争参加資格確認申請書の提出者に関する要件ということでございます。

(1) 中立公平性に関する要件ということで、この業務は工事、我々が発注する工事の積算をしていただくということなので、そういう方がそれにかかわる工事をさらにまた受注をするということは公平性という意味では非常に問題になりますので、そういう方は、ここに手を挙げることはできないといった条件をつけさせていただいております。その関係で資本関係・人事面の位置づけを明らかにしているというところでございます。

それから、1つ飛びまして(3)でございますが、業務実施体制に関する要件ということで、いわゆる競争参加資格確認申請書を提出するものは、地方整備局管内に業務拠点を有するものであることといった地理的な条件でお願いしております。

(4) 業務実績に関する要件でございますが、これは平成13年度以降、要は10年前、この10年間の間に1件以上の実績を有するというものを条件として認めております。実際にその実績というものでどういうものを見るのかということですが、その下に「業務」と書いておりますが、国、特殊法人、地方公共団体、地方公社、公益法人、その他。地方公共団体というのは広く市町村までかかわりますが、要はそういう幅広い発注機関からの業務を承る。実際に業務内容はその下にいろいろ書いてございますが、例えば一番下から5行目の最後のほうからですが、土木設計業務、調査検討・計画策定業務等々、いわゆる通常の土木関係のコンサルタント業務をやっている、およそ実績として認めるといった位置づけにしております。

その下から10ページに至るところは、発注機関の定義をつらつらと書かせていただいております。

10ページの一番下でございます。3-5. 配置予定管理技術者に対する要件は、以下のとおりとするということで、11ページでございますが、(1) 予定管理技術者の資格を書かせていただいております。技術士、一級土木施工管理技士、土木学会特別上級技術者等々ということで書かせていただいております。

その下の(2) 予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績ということでございます。これは先ほどとよく似ています10年間の中で1件以上の実績を有することということでございます。実際にその実績は出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績なども認めるという形で整理をしております。同種業務としましては、国、都道府県、政令市、特殊法人が発注した発注者支援業務。類似業務としては、地方公共団体、地方公社、公益法人など、さらにいろんな幅広い発注機関の中での発注者支援業務。もしくはその下の「・」でございますが、これは国から市町村まですべて幅広い中で、いわゆる土木設計における概略・予備・詳細設計業務なども類似業務に含めるという形にしております。

それから、その下で(3) 恒常的雇用関係、予定管理技術者というのは、品質の確保、業務の履

行を図るためにしっかり直接雇用関係があるものということで基準にしております。

(4) 手持ち業務量でございます。これは予定管理技術者が、相当程度たくさんの業務を持ってまいりますと、1つひとつがおろそかになって品質に影響を及ぼすおそれがあるという中で手持ち業務量を設定させていただいています。

4行目のところですが、通常でいきますと、予定管理技術者の受注額が4億円未満かつ業務数が10件未満という制約をつけさせていただいています。

ただ、その下、2つ目のセンテンスでございますが、「平成23年4月1日現在での手持ち業務のうち」、途中から、「調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合」、こういうものについては、我々としてはさらに品質の確保というものに対してしっかり見ていかなければならないと考えておりまして、手持ち業務量の契約金額を4億円未満から2億円未満、件数を10件未満から5件未満という形で制約をさせていただいております。

それから、下の3-6.でございます。配置予定担当技術者に対する要件ということでございます。予定担当技術者の資格ということで、その下に技術士以降記述しております。先ほどの予定管理技術者に加えまして、例えば技師士補とか、2つ目の「・」の2番目の二級土木施工管理技士など管理技術者以上の資格を増やしてここで記述をしております。

その次のページにもつながっておりますが、13ページの上から2つ目「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」と同様の実績経験が1年以上ある者ということで、1年間土木コンサル関係の仕事をしていただいた方も認めるという形にしております。

4. 入札に参加する者の募集に関する事項ということで、(2) 基本事項のところですが、総合評価落札方式で行うということでございます。

その後は、電子入札の説明なので省かせていただきまして、14ページの(3) 申請書類の内容。ここも後ろのほうに様式をつけております。通常の普通の土木コンサル業務と変わらない申請書にしております。

(4) 入札の実施手続及びスケジュール。公告を来年の1月中旬という形で予定をしているところでございます。

15ページに移っていただきまして、5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項。

(1) 落札者決定するための基準。ここも総合評価方式という中で、通常のほかの土木関係コンサルの業務と同じような記述にしております。

15ページの下の方で(2) 総合評価の評価項目でございますが、16ページを見ていただきたいと思います。一番左の評価項目というところで、予定管理技術者の経験及び能力という形で設けております。管理技術者として、まず技術者資格。①で技術士、一級土木施工管理技士などを書いています。②でRCMなどの基準を書かせていただいています。その下の段、専門技術力のところでございますが、これは10年間の間の同種、類似業務の実績の内容ということで、同種業務の実績があるのを①、②が類似業務の実績がある者ということでございます。情報収集力ということで、地域精通度、ある程度、地域に精通した判断要素がかかわることがありますので、①当該事務

所管内における同種又は類似業務実績があること、②整備局管内という形で、地域精通度を入れております。

その下は予定担当技術者の経験ということで、これにつきましても、同種業務の実績、類似業務の実績という形で評価をしております。その下、実施方針ということで、まず業務の理解度をここではかる。

それから、17 ページでございますが、実施体制というところもしっかり評価をさせていただきたい。実施体制の評価項目でございますが、「・」として4つ具体的に我々として求めるものを示させていただいております。例えば1つ目でいきますと、配置技術者の人数、代替りの要員の確保など業務を遂行する上で体制が確保されているかどうかという視点などを評価する。

その下の段でございます技術提案ということで、本業務における留意点につきまして、的確性、実現性という視点から評価をするということでございます。

その表の下でございます実施方針及び技術提案の履行確実性ということでございます。ここに書かれていますのは、実際に入札したときに、我々が持っています調査基準価格、予定価格よりある一定低い水準の基準価格なのですが、その基準価格よりも下回る金額での応札者が出た場合、それは金額だけでなく、我々としては履行体制、履行の確実性を評価しなければならないと考えております。それについて記述したところでございます。実際にはこの下に小さな表がありますが、先ほどの技術資料の中の実施方針と技術提案の部分をヒアリングの中で、履行確実性、この1.0～0というこの表の中の数字をかけて評価をすることにしております。

その下で(3)総合評価の評価方法ですが、これは通常のほかの土木コンサルの評価方法と変わりません。評価値としては、価格評価点と技術評価点を両方併せて評価をするという形でございます。

18 ページでございますが、上から3行目、価格評価点の配分点の満点が30点。さらにその下、4行目、技術評価点の満点は60点という30点と、60点という評価の中で評価をしているということでございます。

それから、18 ページの下半分、(5)競争参加資格確認申請書等に関するヒアリングの実施ということで、こういうヒアリングもさせていただきながら評価をしっかりとっていくということでございます。

それから、19 ページでございますが、これが先ほど申しました調査基準価格よりも下の価格で入札をされた場合ですが、履行確実性に関するヒアリングということも別途するというところで書かせていただいております。

それから、その後もずっと総合評価の一連の流れ、全く変わるものではございません。

20 ページの6. に飛ばさせていただきますが、対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項ということで、業務のボリュームの話は従来の実施状況に関する情報の開示ということなので、ここをちょっと説明させていただこうと思います。ページは飛びます、後ろのほうでございますが、まず28 ページのほうで、業務ボリュームの参考指標ということでまず示させていただいております。

これは各地方整備局、さらに各地方整備局の出先、要は事務所の中で、いわゆる積算技術業務にかかわるということで工事の発生件数というものを指標にして示させていただいております。

それから、50 ページでございますが、別紙-3、従来の実施状況に関する情報の開示ということで、ここは表の上から3行目ぐらいに小さく（九州地方整備局 北九州国道事務所）と、1つの事務所の例を過去の実績を示させていただきました。ここの中で、20年と21年、22年にこの積算技術業務として発注した金額を示させていただいております。

それから、その次の51 ページでございますが、上のほうの文章は資格要件とか先ほど説明したもので飛ばさせていただきます。下半分で、実際の人員の配置の経年的な動きを示させていただきました。例えば一番下の22年度の数字で説明させていただきますと、工事発注件数という工事の発注件数でこれは業務量を示させていただいています。当然1つの工事を発注するのに1つの積算をしていただくということなので、この工事件数がそぐうだろうということでございます。実際に4～3月までの工事発注件数、これを当初契約用積算というのと、実際に工事を発注した後に変更をするときにまた積算をするということで、変更契約のときの積算と2つに分けさせていただいています。この2つに分ける理由は、やはり作業量が違います。変更契約用積算というのは、ある程度でき上がっている部分で部分的に変更するということなので作業量が少し少ないという中で、これを区分けしている。

さらにその中で、その下に人員配置ということで、実際の実施内容を、一番初めに説明しました4項目、現地調査から一連の4項目、さらにその下に照査という形で間違えた数字を入力していただくのも困りますので、照査という作業も加えまして、この5つの中で毎月どれだけ人・日かかったかというものを示させていただいております。

それから、52 ページでございますが、従来の実施に要した施設及び整備ということで、基本的にこれは民間事業者の指定する施設、要は民間事業者の執務室等でやっていただいているということでございます。設備及び主な物品というのも、通常のデスクワークに必要なパソコン、プリンター。現地調査のためにいくつか自動車が必要だという形でございます。

その下の「4. 従来の実施における目的の達成の程度」ということでございます。例えば真ん中の21年度で説明しますと、まず目標・計画の縦の欄ですが、これは当初一番初めに設計したときに、これだけの業務量が要するだろうということで示させていただいた。実績というのは、その後、それが若干減ったという形で実績を示させていただいています。前ページの、いろんな今まで説明してきましたものは全部実績の形で書かせていただいているということでございます。

それから、その次の53 ページでございますが、「5. 従来の実施方法」ということで業務フローを示させていただきました。ここまでが作業のイメージでございます。

それでは戻っていただきまして、20 ページでございますが、下の7. 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関に対する秘密事項とか、そういうものについてのところでございます。

21 ページ以降でございます。ここについても、(1) 報告等についてというところについて、積算については、工事の予定価格という非常に守秘性が高いものを取り扱っていただくということな

ので、そういう情報セキュリティに関する対策などの状況を報告していただくという形にしております。

(2) 調査、(3) 指示、この辺については、ほかの業務と同じような内容を書かせていただいております。(4) 中立公平性に関する要件というのは、先ほど工事の関係する方と積算を関係する方が一緒であっては中立公平性に反するというところでございます。そこについてもう一度ここで書かせていただいている。この業務を取った後は工事には手を挙げることはできませんよということを書かせていただいております。

22 ページ、(5) 検査・監督体制。この業務を我々発注者側が検査・監督するその体制を書かせていただいております。

(6) 秘密の保持等について、(7) 再委託の取扱い、(8) 契約の変更及び解除ということを書かせていただいております。

それから 24 ページに移らせていただきまして、「8. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において……」これも通常のほかの業務と同じようなものを書かせていただいております。

25 ページの 9. 対象公共サービスに係る法第 7 条第 8 項に規定する評価に関する事項。(1) 調査方法ということで、業務発注担当部署が民間事業者が実施した業務内容について、その評価が的確に実施されるように、実施状況の調査を行うものとする。(2) 実施状況に関する調査の時期でございますが、これは 1 年間の業務ということでございますので、私どもここでは、適切な時期における状況を調査するという形で書かせていただきました。

「10. その他対象公共サービスの実施に関して必要な事項」。この部分についても、そのほかの書きぶりと同じように合わせていただいております。

以上が積算技術業務の説明でございます。

それから、その次で「工事監督支援業務」につきまして説明させていただきます。相当程度、内容は同じでございますが、業務内容が当然違いますので、まず 3 ページから説明させていただきます。

(1) 業務概要でございますが、道路、河川・ダムに関する工事实施の監督補助を行うものであるということでございます。

(2) 業務の内容というところでいきますと、1) 請負工事の契約の履行に必要な資料作成等ということで、①設計図書等に基づく工事請負者に対する指示・協議に必要な資料作成、②工事請負者から提出された、承諾・協議事項などの設計図書の照合、③現地確認、調査並びに検討に必要な資料でございます。下のほうに移りまして、④工事変更の場合に必要な資料作成ということでございます。

4 ページに移っていただきまして、2) 請負工事の施工状況の照合等、3) 地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成、4) 工事検査等への臨場ということでございます。

その下の 1.2 確保されるべき対象公共サービスの質の 1.2.1 達成目標、ここにつきましても、今お話ししました業務の内容の項目に合わせて書かせていただいております。

あとは相当程度同じでございます。若干違いますのは、20 ページでございますが、20 ページの一番上、7. 民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項ということで、この工事監督支援業務というのは、工事現場の近くの、私どもの出張所の庁舎の中で一緒に現場に近いところで、この業務をしていただくというパターンが多いものですから、そういう国有財産に関する無償の使用、そういうものについて、ここを追加で書かせていただいております。

その後、実際の業務量についてでございます。これはページが飛びますが、50 ページ、別紙-3 ということで、従来の実施状況に関する情報の開示ということで、1 ページ目、ここについては同じでございます。これも扱うのは九州地方整備局の北九州国道事務所の実績を示させていただきました。この工事監督支援業務で20年、21年、22年のこれは実際の契約額を示させていただきます。

その次のページ、51 ページでございます。これも下のほうの22年度、一番下の4～5行の表でございますが、ここについて示させていただきます。工事監督件数ということで、実際にその工事の件数を書かせていただいております。実際にそのときの工事監督の支援ということで、現場で要した人の人数も書かせていただいております。

それから、52 ページでございます。

○逢見委員 今やっているところは22年度。

○勢田室長 22年ですね。これは見込み値です。

○逢見委員 見込み値。

○勢田室長 8月まで実績で9月以降は見込み値という形で書かせていただいております。先ほどの積算技術も同じでございます。

それから、52 ページ、3. 従来の実施に要した施設及び設備、これは先ほど申しましたとおり、これは私どもの国のほうの事務所の中で作業していただくということなので、施設名は事務所の所在地を書いております。

「4. 従来の実施における目的の達成の程度」という形でございます。21年度の真ん中の例で説明させていただきます。実際に請負工事の目標・計画の数字を示しております。これは1つひとつ、若干単位が違いまして、上から4つ目までは工事の件数でございます。下から2つ目の災害時における業務、これは災害対応時間を示させていただきます。要は災害時、台風とか来たときに現地にその場にいていただきまして、何か有事の際にすぐ対応できる。もしくは災害時のときでも点検で回っていただくといったことで、これは初めにおおよその時間を盛り込んで、その後、実績に応じて変更するという形でこれは書かせていただいております。

最後、53 ページでございます。これは従来の実施方法という形で、現在の実施方法について書かせていただいているところでございます。

これで工事監督支援業務も、あとはほとんど変わりがないので、終わらせていただきます。

それから、「技術審査業務」でございます。ここにつきましても、まず業務内容、3 ページでございます。上から4行目（1）業務概要でございます。数行行きまして、工事発注資料、もしくは工事入札参加者からの提出があった競争参加資格確認申請書等の分析・整理などが目的でございます。

す。

(2) 業務の内容ということで、まず1) 工事発注資料の作成。例えば一般競争入札方式における公告文(案)及び入札説明書(案)、もしくは競争参加資格確認申請書等の提出要請書などを作成していただく。2) 競争参加資格確認申請書等の分析・整理ということで、これにつきましても、①現地調査は基本ということで、まず現地調査で写真・図面を整理していただく。a) 競争参加資格の確認・整理がその次でございます。

次、4ページに移っていただきまして、b) 総合評価項目の分析・整理をしていただく形になってございます。

その下、1.2 確保されるべき対象公共サービスの質の1.2.1 達成目標でございます。これは今申しました作業内容そのものを達成目標という形で挙げさせていただいております。

あとは、これも一番初め説明しました積算技術業務とほぼ変わりませんので、省略させていただきまして、48ページ、業務量のところでございます。別紙-3. 従来の実施状況に関する情報の開示ということでございます。これも先ほどと同じ九州地方整備局の北九州国道事務所の実績を例として示させていただきました。1枚目につきましては、技術審査業務での20、21、22年度の契約額を書かせていただきました。

49ページのほうでございます。2. 従来の実施に要した人員。これも一番下の22年度の数字で見たいのですが、4~3月まで工事発注件数、これは4月、5月は準備、6月からの工事発注という形になります。ただ、入札公告とか入札説明書という意味では、4月から作業が発生しますので、4月から必要な人工をこれだけ計上しております。先ほどと同じように、8月までが実績で、9月以降は見込み値という形で入れさせていただいております。

それから、50ページでございます。3. 従来の実施に要した施設及び設備。これも民間事業者の指定する施設、民間の施設内で実施するというものでございます。

下の4. 従来の実施における目的の達成の程度ということでございます。これも例えば21年度で説明させていただきますと、表のマスが、先ほど申しました業務内容ごとに実際の工事件数を示させていただいております。21年度の目標・計画で55件の工事件数を対象にしている。実績としては1つ減りまして54件という形で業務を実施していただいたという形でございます。

51ページ、これは字が小さくて恐縮でございます。手続が複雑なため、ちょっと縦長になってしまいましたが、ずっとこういう流れの中でしているものを、本番のものはもっとわかりやすいようにしたいと思います。

以上が、技術審査業務でございます。これで3つの説明を終わらせていただきます。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項(案)について、御質問、御意見を願います。

○逢見副主査 この3業務とも工事という性格上でしょうけれども、業務量とか入札単位とか、契約期間も単年度又は複数年度で見込み、想定という表現なんですが、そうすると、これを入札に参加しようとする業者から見ると、この時点ではどのぐらいの業務量が、どこの工事事務所から発注

され、その期間がどうなるのかというのがよくわからないわけですよ。そこは通常はどの時点で明らかになるんですか。

○勢田室長 まさに工事内容、工事のボリューム、そういうものがわからないとだめなんです、我々はある程度は想定し得るんですが、政府としては、12月末の政府案が確定をした後に、実際に具体的に、例えばどこの工事事務所であれば、これだけの予算、その予算に応じてこれだけの工事の内容というものをそこで設定をしていくという形になります。ですからその意味では1月の中旬ごろにそれぞれのこの業務のボリュームが確定できるということでございます。

実際にその段階で、併せてどの業務を単年度ですか、どの業務を複数年度ですかというものについても、併せてそこで設定をさせていただきたいと考えております。

○逢見副主査 そうすると1月ぐらいにはっきりすることなんです、この実施要項（案）そのものの確定はそれだと遅いわけですよ。

○勢田室長 そうですね。私どもも民間の方々に早く理解していただいて、検討していただく時間をつくりたいと思っています。その意味では、私どもも固まりはしないのですけれども、業務の内容を大体例年12月ぐらいから各業界集まっていたいただいて説明している、12月までに実施要項（案）については御審議いただければと、誠に勝手ながらではありますが、考えているところでございます。

○横山課長 業務の説明会を数年前から始めています。それはなかなか民間の方が参入するときに、業務の内容、ボリューム、そういうものがわかりにくい。あるいはその資格要件も緩和をどんどんしてきています。最初はもっと狭かったのですが、今は相当緩和しているんですけど、そういうことをよく知っていただくためにも、業務の説明会をする必要があるということでもやるんですけど、それを12月末、あるいは1月早々にいたしますので、その時点ではこういう実施要項というのできていないといけませんということが1つと、もう一つ、現場でも、これは1件ごとにこれを全部細かいところを含めてつくる必要がありますので、そういうことも考えると、何とか11月中ぐらいに、この要項が固まればそれに応じて下準備を始めます。

実際の業務の個々の件名や件数が確定するのは、今申し上げたように、1月の半ばになってしまうと思いますが、準備は事前にいろんなことはしていきたいと思っております。修正はあると思っておりますけど、そんなことがありまして、できましたら11月中、遅くとも12月の早い段階でこの要項が固まればありがたいなというふうには考えております。

○逢見副主査 わかりました。ただ、実施要項（案）を審議する委員会としても、業務量とか入札単位とか、契約期間がわからないまま、これを本委員会で確認しなければいけないわけですね。だから手続としては、どこかの地点で業務量や入札単位、契約期間が確定した段階で報告していただいて、それも条件として、この実施要項を本委員会で確認すると、そういう条件をつけないとなかなか難しいかなと思うんですね。ぜひそういう手続をとらせていただきたいと思います。

○横山課長 報告のほうは、もちろん必要なことはさせていただきたいと存じますので、1月の半ばぐらいに確定できると思うので、それができ次第、1月のできるだけ早く、それを御報告させていただきたいと思っております。それで御了承いただければ、そのようにさせていただきたいと存じます。

○逢見副主査 その部分、実施要項（案）のどこかに記載していただいて、監理委員会に報告した後、入札公告を行うとか、そこは事務局と後で詰めてください。

○横山課長 わかりました。事務局と書きぶりについては御相談させていただきたいと存じます。

○逢見副主査 それから、本件は従来1者応札が非常に多かったということと、かつ応札したところが所管の公益法人であるということで、透明性をどう確保するか。併せて競争性、多くの事業者に参加してもらって競争性を確保する中で透明性を確保するということが必要だと思いますけれども、入札資格については、競争性を確保するための努力はどんな点をされたのでしょうか。

○横山課長 以前は、18年度より前は特命随契というやり方をしておりましたが、その後、競争をするという入札方式に切り替えました。ただ、最初のころは、御説明しました要件、実績、そういう要件が狭くて、例えば今日議論した、積算技術業務をやったことがある人、そういうような表現になっていたの、これだとやった会社しかできないというような御批判をいただきましたので、その後、いろいろ検討して、同種と類似でちょっと点数の差はつけますけれども、そういう積算技術業務をやったことがある人ということではなくて、現在は、国、県、市とか、そういういろんな公共的な発注機関から、いわゆる土木コンサルタントとしての設計業務、どんな設計業務でもいいですから、やったことがある会社というふうにしておりますので、相当な拡大してきております。

それによりまして、例えば関東整備局の例で申し上げますと、従来は10社とか20社ぐらいしか該当する会社がなかったものが、現在では1,000社以上が、この要件では手を挙げるができる会社になっておりますので、大幅な拡大をしてきております。ただ、それは努力はしてきておまして、それによって1者応札も少しずつ減っていますし、また、当該公益法人のとするウエイトも下がってきているのですけれども、いろいろ業界の皆様にご意見を聞いたりいたしますと、単年度契約では人を配置する仕事になりますので、今年も取れても来年取れないとなると雇用の問題があるということで、2年とか3年とか、そういう期間があるかないかということが会社としての経営判断としては大きいというお話もありましたので、それをやるために、今回市場化テストで御議論いただいて、複数年契約をやってみたいと。すべてやるには業務変動が大きいということもありまして、単年度契約の部分は部分的には残す必要があると思いますけれども、かなりの部分は複数年にして進めたいと考えておまして、それが今回やる大きな意味があるのではないかと考えています。ですから、それ以外のところは、我々なりに間口を広げてきたつもりでありますけど、複数年やるということが非常に意味があるのではないかと考えております。

○逢見副主査 わかりました。複数年契約のウエイトを増やしていくという努力を。

○横山課長 今までは複数年ゼロでありますので、今回それをまずやってみて、評価もしなければいけませんけど、うまくいくようでしたら、複数年を基本にしていくというふうに考えております。

○逢見副主査 わかりました。それから公共サービスの質の部分、3ページ以降ですが、これも業務の内容からいって、達成目標という、5ページですか、そういう表現になる。ここは事業の性質上、なかなか質を設定するというものの困難さはあるので、そこは達成目標という言い方でもやむを得ないかなと思いますが、そうするとその分、達成水準のモニタリングがきちんと行わなければいけないということだと思います。この5ページのモニタリングの方法については、これは相当ノ

ウハウ、実績があると見てよろしいですか。

○横山課長 これは業務を行っていただいた場合、今回の業務に限りませんが、土木の設計業務とかやっていただいた場合に、いわゆる成績評定点数をつけておまして、どういう評定をするかということですね。細かい内訳も整備しておりますし、それは長年の試行錯誤を経て、かなり成熟したものになっておりますし、業界の皆様は、国土交通省はこういう評定をしているということについてはご存じでありますし、また評定の基本的な考え方もオープンにしておりますので、客観性とか透明性を確保しながら、こういう評定をしていきたいと思っております。また、評定をする職員も、この業務で初めてこれをするということではなくて、通常の業務でも行っておりますので、その辺についてはバランスを欠かないような評定ができると考えております。

○逢見副主査 業務成績評定の結果は次の年の契約に影響しているんですね。

○横山課長 この業務は入っておりませんが、業務によっては評定点というのが次の業務に点数を評価するというのもしております。ただ、今回の業務に入れてないのは、入れるという考え方ももちろんあるのでございますが、民間参入を増やそうと思っておりますので、評定点を入れるということは過去の業務で非常にいい点数を取った人が有利になるという側面が当然ありますし、また、それが意味があるわけでありまして、増やしていくということを考えると、それを入れると過去の業務やった人のほうがより高くなるということなので、そういうことも考えて、この業務については、そういう部分入れておりません。しかし、一般的な土木コンサルタントの実施業務については、今、御指摘がありましたように、いい仕事をやってくれた人は次の仕事にも結びつくよというの必要などありますので、そういう成績の評価を入れて、何点以上の人は少し技術評価を上げるということはしております。

○逢見副主査 ここは今後の事業評価の中でも、こういうところが業務成績評定がどう反映されるかというのは委員会としても関心持っていきたいと思っております。

○横山委員 はい。

○逢見副主査 それから評価点のところですが、16 ページ以降に点数のウエートが入っていますが、こういう発注者支援業務ということからいって、価格ではなくて技術力が適正に評価されるという必要がありますが、配点でいうと 18 ページですね。60 点、価格点 30、技術評価点 60 というのは、かなり技術評価にウエートをかけたと考えていいと思っておりますが、大体このバランスでうまくいいところがきちんと評価される仕組みになるとお考えですか。

○横山課長 現在技術点と価格点の比率につきましては、財務省との協議もされておまして、1:1 から 1:3 ということになっております。1:1 というのは、60 点・60 点ということですし、1:3 でしたら、60 点から 20 点ということでもありますけれども、なっております。この業務については、中位といいますか、真ん中の 1:2 が適当だと。ほかの業務とのバランスも考えて、技術評価のウエートというのを 1:2 というようにしております。今までからしておりますし、させていただきたいと存じます。

○逢見副主査 今までも大体こういうバランスで。

○横山課長 今回市場化テストするということで、いろいろなところを整理いたしました。部分的

には従来1:1でやったりとか1:3でやったものもごくごく一部あったかもわかりませんが、今回そういうことではいけないのではないかとということで、きちんとそろえて、どういうバランスがいいかという議論もいたしまして、1:2というのが一番適切ではないかという判断をしたところでございます。

○逢見副主査 あと、実績、実施状況なんですけれども、目標・計画と実績が、ほかはほとんど一緒じゃないですか。ここの部分がちょっと違いますね。積算技術だけが目標と実績が違ってくるというのが、ここはなぜなのかというのがよくわからなかったんですけど、52ページの目標・計画と実績の差異ですね。

○勢田室長 これは工事の事務所、毎年毎年、年度当初に工事の発注計画を立てるのですけれども、その中でいわゆる工事を一緒に出したほうがいいとか、工事のロットの組み替えをしたというのが1つにあると思います。もう一つが、もともとできるだけたくさんものをアウトソーシングしながら、直営ではあまりせずに、全部アウトソーシングしようという考え方だったところについても、実際に直営で職員が直接にやろうという部分もあったと聞いております。

○逢見副主査 入札公告する時点で出てくる発注数というのは、この目標・計画の数が出てくるんですか。

○勢田室長 目標数が出てきます、入札公告時に。

○逢見副主査 それによって、民間業者がこれだけの発注があるという前提で見積りやって。

○勢田室長 そうです。

○逢見副主査 だけど、実績はそこまでいかない。これは積算技術に特有のものなんですか。

○勢田室長 というよりも、これだけ減っている例というのがあまりないと思います。こんなほどの業務も、積算業務は全国的に減るというものではないということでございます。ちょっと例示としてあまり適切でなかったのかもしれないかもしれませんけれども。

○逢見副主査 何か注記でもいいから、実績と目標・計画の差異がどこにあるのかというのをもう少し補足してもらったほうがいいのではないかと思いますけど。

○小林副主査 私は素人なのでよくわかりませんが、この現地調査とか、発注用設計資料の確認とかというのは、これは何がある意味、例えば20年度だと現地調査は同じ件数じゃないですか。だけど、発注用設計資料の確認とか、それ以降、打ち合わせは同じですけど、変わっているじゃないですか。これは何によるんですか、さっきのロットサイズというのでは説明がつかないですね。

○勢田室長 まず発注する工事の本数そのもので変更が一部あったというのがあります。

○小林副主査 現地調査は発注した工事の件数と同じなんですか、そうではないんですか。これは専門家が見ればわかるんですか。

○勢田室長 これは専門家が見ていただいたらわかると思います。現地調査＝工事件数で示していますので、実際に21年度の実績でいきますと、38工事の中で現地調査をしている。

○小林副主査 今、私が言ったのは、20年度で現地調査数は同じだけれども、ほかの数字は違うというのは、見る人が見ればわかるんですか。

○勢田室長 それはわかります。

○横山課長 済みません。少し推測入るんですけども、積算の場合、51 ページでさっき御説明いたしました。当初の契約用の積算ですね。今から新規に工事出す場合の積算というのと、それから設計変更、工事は既に発注しているんだけど、途中で現場の条件が変わったので積算を少しやり直して、もう一回やって、例えば変更が増えるとか、あるいは減るケースもあるんですけど、そういうのをやるような仕事をしていただくこともございます。当初契約分については、一応予定しているんで、それも先ほど申し上げたようなロットとかいろんなことで変更あり得るんですけども、特に設計変更の場合は現場に入って見て、設計変更しなければいけないというケースと、しなくてもいいというケースもございます。一応これは見込み値で最初やるしかないんで、多分最初に出すときに、何件の工事が対象で、そのうち、例えば 50% ぐらいが設計変更する必要があるのではないかと。過去のデータから見て入れていると思いますので、その辺が見込みより増えたり減ったりというのがどうしても設計変更の場合は、現場で後で条件変わるということが、特にこの件数の変動がほかの技術審査に比べて大きいのではないかと思います。監督と比べると。同じ 1 つの工事であっても、当初積算だけで行けるものもあるし、設計変更を 1 回しなければいけないケースもあるしということではないかと。その要素が大きいのではないかと思います。

○小林副主査 そしたら、これは 51 ページのところの月単位の人員配置状況を開示する場合の例ということで、20 年度が発注件数と、例えば人員配置、現地調査が（人・日）が書いてあるじゃないですか。これは月別なんだけれども、これはトータル書いてもらったほうがよくないですか。

○横山課長 51 ページのところですね。

○小林副主査 51 ページのところ。

○横山課長 今、月単位しか書いてないけど、人員に対する合計だとか。

○小林副主査 読むほうはあったほうがわかりやすいですよ。

○横山課長 それは入れるように。

○勢田室長 それは修正させていただきます。

○逢見副主査 52 ページの右にある実績と一致するんですか、数は、件数でいけば、当然そうなるわけですね。

○勢田室長 工事件数は一緒になります。その後の人員配置の（人・日）は、これは単位が違いますので。

○逢見副主査 工事件数には当初契約と変更契約と 2 つあると、それが合計するとこの数字、実績値になって出てきているということですね。

○勢田室長 そうです。

○小林副主査 あともう一つ、私、的を射ているかわからないんですけども、先ほど 1 者応札の関係で、1 月にならないとはっきり業務量がわからないということですよ。それで、その段階で、この入札参加資格の中に手持ち業務量というのがあって、手持ち業務量に制約がついているじゃないですか。かなり 1 月の中旬だとか、その辺になって、次年度の 2 か月半ぐらいの間のところで、資格を持った予定管理技術者とかというのが確保されてなければいけなくて、その人の手持ち業務

量がこうじゃなければいけないというのは、これはしぼりにはならないんですか。

○横山課長 ハードルが高すぎないかということですか。

○小林副主査 ええ。

○横山課長 手持ち業務量というのは、この業務にのみつけるものではございませんで、普通の土木設計業務全般について手持ち業務量の制限というのをつけさせていただいています。それはなぜかという、特に管理技術者というのは業務全体を統括する人なので、もちろん専属ではなくて、あちこちの業務持つのですが、一人で持てる業務の限界というのがあるので、10業務以内ということをかけていますので、これは例えばコンサルタントの皆様もよくご存じでありまして、この業務特有のものではございませんで、ほかの業務も含めて、いろんな業務を管理者がされますので、その部分、トータルでこれだけということにしていますので、会社の人はその辺を十分に把握した上で、ぎりぎりの人を管理者に立てることはされなくて、会社の中で、まだ余裕といいますか、手すきの方を充てるというふうになりますので、これが特別な大きなハードルではないと思っています。

○小林副主査 それだけ見れば多分そうだと思うんですが、経営計画というのでしょうか、そういうものを、次期の売上を考えるときに、1月の中旬の時点で、タイミング的にどうなのでしょう。複数年度もありますし。

○勢田室長 これも手持ち業務でカウントするのは、23年4月1日以降の手持ち業務量なので、23年度の1月、2月、3月の、今年度の業務がカウントされるわけではない。

○小林副主査 私が言っているのは、非常に入札が行われるのが遅いのに、次の経営計画、企業の場合、予定売上高みたいなものがあるわけじゃないですか、もちろん人員と関係しているんだけど、そうすると次の経営計画を立てるに当たって、入札が終わって確定するのが結構遅いですよね、ぎりぎりじゃないですか。

○勢田室長 3月の中旬ですね。

○小林副主査 だからそこまでそういう人が、経営上、非常に計画を立てにくいといいますか、そういうことにならないのかということ。だからこれが複数年度になれば、ある意味、取れば2年間継続だからかなり安定性高いんだけど、企業にとってはその辺で、ここを出しても、もし業務が取れなかったらという。

○横山課長 先ほど私申し上げたのは、確かに企業が人を配する上で単年度だと困るという話があると申し上げたんですけど、企業によっては、もちろんこの業務を取ってから雇うということは考えないわけじゃないかもしれませんが、管理技術者については恒常的な雇用関係がある人ということ的前提にしていますので、それはないということです。だから今ある人間の中で、どの人を張りつけようかというのを考えられています。それから手続上、一月半とか2か月ぐらいかかるんですけど、これは今、コンサルタントのいろんな業務発注、大体同じぐらい時間かかっております。これはどうしても技術提案をいただいて、それを審査をして、それから入札をして決めるという手続になりますので、公告を出してから会社のほうが資料をつくるまでに時間もかかりますし、我々が審査する時間もかかる。どうしてもそれぐらい時間がかかってしまう。

会社としては、逆に年間全体で、10人の技術者がいれば、その人にどういう業務をしてもらおうかとか、どんなところに応札しようかというのを年間でいろいろ計画立てられると思うので、1月段階では次年度の4月以降のものを立てられて、これに手を挙げようか、やめようかとかというのを考えられるので、その段階であれば、十分に判断をすることは可能だと思っております。また、今、御指摘がありましたように、複数年になれば、1回取れば非常に企業としてはベースとして安定するので、という評価をされるのではないかと感じております。

○逢見副主査 あと、事業評価のところなんですが、まず単年度と複数年年度があって、実際にどの程度複数年年度の発注が行われるか現時点ではわからないと。しかし国土交通省としては、ここは複数年年度を増やすという基本的考え方があるというのはお聞きしましたけれども、実際にどれだけまず複数年年度の工事が発注されたのか。それから1者応札がどのぐらい解消されて競争性のある入札が行われたのかということの検証が必要だと思っておりますので、単年度発注のものであっても、入札状況の分析、報告というものは必要なのではないかと思いますので、その問題を25ページの9.(2)に、「内閣総理大臣が行う評価の時期を踏まえ」とありますが、そこにもう少し、平成24年度単年度契約については、入札結果がわかった時点で監理委員会に報告する。その上で実施状況の評価を行うとか、複数年年度のものについては、1年間の実施状況を調査した上で評価を行うとか、何かそういうことがもうちょっと具体的に書かれたほうがいいのではないかと思います。

この書きぶりについては事務局と相談しながらやってください。

○横山課長 我々のほうも、前、御指摘があったように、入札結果がすべてではありませんけど、結果、本当に民間の会社がたくさん応募してきたのかとか、落札がどうだったのかというのは大事なデータだと思っておりますので、そういうデータをもちろんとる予定でありまして、そういうものを速やかに御報告をしたいと思っております。また、その後の状況についても、モニタリングといえますか、していきたいと思っております。

○逢見副主査 そこはお願いします。

○横山課長 表現ぶりについては、また事務局と御相談させていただいてよろしいでしょうか。

○逢見副主査 はい。

私からは以上でございます。

○小林副主査 では、「積算技術業務」と「工事監督支援業務」、「技術審査業務」の実施要項(案)についての審議は、今日はこれまでとしたいと思っております。事務局から確認すべきことをお願いします。

○事務局 御指摘いただいた業務量、入札単位、あとは契約期間、そういったところの取扱い、あと事業評価の進め方、あとは情報開示の部分の修正というところを事務局と国土交通省のほうとでさせていただいた後、その御確認をいただいた後に、またパブリックコメントを国土交通省のほうで行われるということで、そういう形で進めさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○小林副主査 ありがとうございます。では、今の事務局が確認されたところを、事務局と調整させていただきまして、パブリックコメントをしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本実施要項(案)につきましては、次回の審議で議了する方向で調整を進めたいと思いますので、国土交通省におかれましては、審議の結果を踏まえて、引き続きご検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

一応、修正の結果は委員にフィードバックされるんですね。

○事務局 こういった形で修正させていただいた上で、パブコメをするということを事前に御確認させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○小林副主査 わかりました。ではそういう手続でやりたいと思ひます。本日はありがとうございます。

○横山課長 どうもありがとうございます。

(国土交通省担当者入替え)

○小林副主査 続きまして、発注者支援業務等「用地補償総合技術業務」の実施要項(案)の審議を行いたいと思ひます。本日は、国土交通省土地・水資源局総務課公共用地室・井上室長にご出席いただいておりますので、事業の概要や実施要項(案)の内容等についてご説明をお願ひしたいと思ひます。御説明は15分程度でお願ひいたします。

○井上室長 国土交通省の公共用地室長の井上でございます。引き続きよろしくお願ひいたします。簡単に業務の概要から御説明させていただきたいと思ひます。

先ほど技術調査課長から御説明があったところでございますが、横長の資料の3ページ目でございます。右の部分、用地補償総合技術業務ということでございまして、私ども公共事業の用地を譲っていただくという形で仕事してございまして、全体の業務の流れを書いてございます。まず取得すべき土地が確定いたしますと、まず権利の調査を行います。調査結果に基づきまして補償金の算定を行うと。そこまで仕事が進みましたら、次は個々の権利者の方と用地交渉という形で補償の内容につきましてご説明をしてご理解をいただくということでございます。

その後、契約の締結をして、その後、上に物件等があれば、これについて除却、移転していただかなければいけないということでございまして、履行状況の確認がございまして、ここまでいたしまして、初めて用地取得、登記等の手続も完了するというところでございます。

今回、用地補償総合技術業務ということで、外部委託をする業務、緑で塗った範囲の業務でございまして、補償金算定書等の照合を行いまして、公共用地の交渉の方針を策定し、資料を作成して、実際に交渉していただくと。契約締結につきましては、職員が行いますが、また、移転の状況の履行の確認につきましては外部委託で行っていただくという形で業務が流れていくということでございます。

引き続きまして、実施要項(案)を御説明させていただきたいと思ひますが、基本的に先ほど説明ございました3つの発注者支援業務と同じ考え方でございまして、基本的な部分につきましては、全く踏襲してございます。ただ、業務の内容が、先ほどどちらかといいますと、エンジニアリング的なことではございますが、こちらは用地の取得ということでございますので、業務に必要な知識ですとか経験、ノウハウ、こちらが違ってまいるということでございますので、そういった意味で若干実施要項(案)の内容が異なる部分がございますので、異なる部分を中心に御説明させて

いただきたいと思います。

まず3ページ目でございますが、公共サービスの詳細な内容ということでございまして、(1)業務の目的でございますが、事業に必要な土地の取得及びこれに伴って移転等が発生すれば、損失の補償を行う、この用地交渉業務等を行っていただくというのが目的でございます、詳細な内容を(2)に書いてございますが、冒頭若干留意点みたいなものを書かせていただいております。

公共用地取得、用地を取得するということでございまして、形式的には民・民の契約でございますが、基本的に土地収用法を背景に最終的には強制収用も行うというような性格の業務でございますので、基本的には憲法29条3項の趣旨に基づきまして、土地収用法で強制収用するのに準じた手続と考え方で補償を行っていかねばいけないということでございまして、民・民の土地の取引ですとか、事業用地の取得ですとか、そういったものと若干性質が異なると。その異なる部分については十分留意をしていただいて業務を実施していただくことをまず書かせていただいております。

しかる後に、4ページ以降でございますが、業務の内容ということで書かせていただいております。

1.1.1 概況ヒアリング等ということでありまして、基本的にどういう補償を行う、補償の内容をどうするという点につきましては、それは当然、我々職員が決定いたしますが、それに伴いまして、我々が作成いたしましたような各種の資料がございます。こういったものについて、まず貸与をする。民間事業者から見れば受領をするということでございます。その内容について精査をする。

2)でございますが、調査職員からいろいろと説明を受けて、3)権利者の方と実際に面接をしていただいて協力依頼を行う。まずスタートラインということでございます。

2点目といたしましては、次に1.1.2 現地踏査、やはり現地を見なければどういう状況かわからないということでございます。現地踏査を行いまして、実際現地と補償金算定書が一致しているかという照合をしていただくということでございます。

1.1.3 関係権利者の特定ということですが、権利者の特定に誤りがないか、確認をする。誤りがあれば直ちに報告するという内容でございます。

5ページ目でございますが、次は1.1.4 補償額算定書の照合でございますが、補償金算定書につきまして、内容につきまして照合をする。照合を行った後、補償金明細表という資料の作成をしていただくという形になります。補償金明細表の様式につきましては別紙6につけてございます。参考でございますが、それぞれの権利者ごとにどういう補償内容で、補償金がいくらかというような総括表をまず作成するという業務も一連の業務の一環としてございます。そこまでいきますと、次に個々の権利者の方について、どういう交渉をしていくか、どういう説明をしていくかということについての方針の策定、どういう資料に基づいて説明をするか、資料の作成がでございます。あくまで事務的な話でございます。

そこまで終わった後に、1.1.7 でございますが、実際に公共用地交渉を行うという段階に入ります。先方の御理解がいただけましたら、次は契約という形になりますが、1.1.8 は、交渉に行くごとに、例えば用地交渉記録簿というものを作成して、適宜調査職員に提出をする。指示を仰ぐというようなことが業務内容になってございます。契約に至れば、1.1.9 でございますが、履

行確認というような作業が出てまいるといふこととごさいます。

1.1.10 その他の業務。3) 最終的に本業務が終了したときには、また職員の方に引き継ぎを行っていただくといふところまでが一連の業務といふ形になってごさいます。

引き続きまして、1.2 確保されるべき対象公共サービスの質といふこととごさいますが、先ほどの3業務と同様に確実に達成されるべき業務内容といふことと、達成目標といふ形で記述をしてごさいます。7ページ、1.2.2 達成水準のモニタリングの方法につきましても、これは先ほど御説明ありましたように、従来から業務評価を行っておりますので、それに準じた形で行っていくといふことを考えてごさいます。

以下、かなり重複する部分とごさいますが、9～10ページのところでごさいます。3. 入札参加資格に関する事項といふところで、3-1. 単体企業の要件を書かせていただいておりますが、その中の(7)の部分と若干加えさせていただきますとごさいます。「補償コンサルタント登録規程」に基づき登録をしていることといふ要件をつけさせていただきます。補償コンサルタント登録制度といふものは国土交通省で実施してごさいまして、公共用地の補償業務に携わる民間補償コンサルタントの方々につきまして、国土交通省に備える名簿に登録をいただくといふ制度とごさいます。登録いただいた後とごさいますが、それぞれの民間事業者の方が、どういふ専門分野において、例えばどのような技術者を抱えられていて、過去にどのような業務実績を持っているかといふことにつきまして御報告をいただき、その情報につきまして蓄積をして、これを一般に公表しているものとごさいます。こういった制度を持つことによりまして、私ども国だけではごさいませんで、例えば都道府県、市町村、こういった地方公共団体等が発注をする際に、一定の技術力を有する民間技術者の方から選定ができると。業者選定における参考情報として活用されることとごさいますし、補償関係の専門コンサルタントといたしまして、民間事業者を育成すると。そして我々から業務委託してごさいますが、その受け皿づくりをするといふことで取り組んでおる制度とごさいます。こちらの登録制度とごさいまして、こちらに御登録いただいていることといふ、どちらかといふと専門業者さんといふことで書かせていただいております。「総合補償部門」といふ言葉とごさいますが、こちらはどちらかといふと、総合的な用地に関して交渉業務も含めた能力をお持ちの部門といふところとごさいます。ここについては、この総合補償部門に登録をいただいているといふことを要件としてごさいます。

あと、総合補償部門に登録していない業者さんとごさいますが、基本的に用地交渉、土地か建物について補償金の内容をご説明するといふこととごさいますので、総合補償部門のほかには専門部門として7部門とごさいますが、そのうち関連する土地調査部門、土地評価部門、物件部門、補償関連部門、この4部門で登録いただいているといふ民間の方につきましても、資格として認めるといふ形で書かせていただいております。

引き続きまして、3-2. 設計共同体といふことで、この用地の業務につきましても、JV方式も活用する形で民間の事業者さんにも積極的に参加していただきたいと考えているところとごさいます。

引き続きまして、11ページとごさいますが、3-4. 競争参加資格確認申請書の提出者に関する

要件の③業務実績に関する要件でございますが、これは先ほどの3業務と同様に過去10年間に補償関係の業務を何らか、これは交渉に限らず、通常の用地測量ですとか、補償金の算定、通常の民間コンサル担当の方々がやられているような業務1件でもやられていれば、これは業務実績になるという形で書かせていただいております。

続きまして3-5. 配置予定主任担当者等に関する要件ということでございまして、まず①予定主任担当者の資格を書かせていただいております。

まず1)として資格に関する要件ですが、基本的にイ、ロ、こちらは実務経験をそれなりにお積みの方を書かせていただいております。ハは補償業務管理者、先ほどの登録規程に基づき登録された技術者の方ということを書いております。あと、補償業務管理士、これは民間の資格でございますが、補償業務管理士資格がございますので、こちらについても書かせていただいております。それについては、総合補償部門ということで幅広い、用地交渉も含めた能力を認められた補償業務管理士というのがニでございまして、それ以外にホですが、先ほど申し上げた4部門につきまして、個別に登録しているような補償義務管理士の方についても、予定主任担当者としての資格を認めておるところでございます。

若干飛びまして、14ページでございますが、②、③というところがございます。②が予定担当技術者の資格等ということでございまして、先ほどの主任担当者というのは、業務全体の責任者として業務全体を統括するものでございますが、用地交渉につきましては、2人1組で行っていただくということ、これは職員もやっております。その中で2人のうち1人の方は、担当技術者という形で行っていただく。もう一人の方は業務従事者という形で業務に従事していただくということを考えてございます。その備えるべき資格ということで、担当技術者につきましては、先ほどの資格に関する部分、業務実績等はもう不要でございますが、資格については主任担当者と同等の資格をお持ちの方ということを書かせていただいております。業務従事者は、用地交渉において、どちらかというサブの役割をする人間でございますが、こちらにつきましては、3年以上の実務経験、これは先ほど言いました調査でも結構ですし、行政職員としての経験でも結構でございますが、3年以上の実務経験を有する者ということで書かせていただいております。

4.の部分につきましては、基本的に先ほどの3業務と全く変わるところでございませぬ。

5. 評価基準のところでございますが、これも基本的な考え方は、先ほどの3業務と一緒にございますが、(2)に書いてございます総合評価の項目の部分が、当然必要とされる知識、経験が変わってまいりますので、それに合わせた形で書き直しているということでございますが、基本的に一般的な実務経験ですとか、資格をお持ちの方、それ以外の方ということで、例えば5点、3点という形で評価するという形にしてございます。また、専門技術力ということでございますが、これは基本的に同じ考え方で、同種の実績があるか、類似業務の実績があるかということで評価をするという形にしてございます。

また、情報収集力、地域精通度ということで、これも3業務と同じ考え方でやっております。それ以外につきましては、基本的にいろいろ御提案をいただいて評価をしていくということでございますが、基本的に同じ考え方でしてございます。

19 ページ、20 ページの部分でございますが、その中で総合評価で行うということでございますが、技術評価点については 60 点の配点、価格評価点については 30 点満点の配点という形で同じ考え方でやっておるところでございます。

引き続きまして、22 ページ 6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項でございますが、53 ページに、先ほどと同じような表と申しますか、資料をつけさせていただいてございます。これは関東地方整備局の宇都宮国道事務所で過去 3 年間、この資料は 19、20、21 年度ということですので実績ベースの数字を書いておりますが、宇都宮国道事務所の過去 3 か年の実績を書いております。基本的に民間委託を既にしておるものでございますので、例えば人件費、物件費のところは 0 という形での記載となっております。

54 ページに従来の実施に要した人員でございますが、19、20、21 年度ということで、4～3 月まで 2 ですとか 4 ですとか、こういう数字が並んでございます。基本的に 2 人 1 組で用地交渉していただくということでございますので、2 人 1 組の班で、基本的に国土交通省から発注したこの用地交渉業務に専従していただいたという形で実際の人員が確認されてございます。

3 従来の実施に要した施設及び設備、こちらは基本的に国が民間事業者に対して提供、使用させたようなものはないということで、すべて民間事業者のほうでご用意いただくという形になってございます。

55 ページでございますが、従来の実施における目的の達成の程度ということで、先ほど御説明いたしました業務の内容に基本的に沿った形で、権利者数、打ち合わせ協議の回数、現地踏査の回数、概況ヒアリング、これは権利者数でございますが、そういった形で、回数、権利者数、関係機関数ということで、それぞれ実績と目標、3 か年分記載をしておるところでございます。

あと、若干、飛んで 58 ページは、従来からやっております用地補償総合技術業務の流れ図ということで、それぞれの段階に応じてこういう作業が発生するということの流れ図として記載をしておるところでございます。

続きまして、また、本文のほうに戻っていただきますが、こちらの実施要項（案）で追記している部分といたしまして、26 ページでございます。大きく言いますと、7. 民間事業者が報告すべき事項ですとか、その他民間事業者が講ずべき措置ということでございまして、(8) という部分をつけ加えさせていただいております。特に 2) 施行上の義務及び心得ということでございますが、例えば、ア) でいえば、権利者に不信の念を抱かせるような言動を慎むですとか、イ) であれば、権利者から要望があれば、調査職員に報告する。あとリ) の部分、それが先ほど若干御説明いたしましたが、権利者との面接、これは主任担当技術者、もしくは担当技術者が、他の担当技術者又は業務従事者を伴って複数で行うということを、こちらで義務ということで書かせていただいております。

あと、用地交渉に絡んでの一般的な注意事項、3)、4)、5) という形で追記をさせていただいております。あと 8. 9. 10. は、基本的に先ほどの 3 業務と同じ形で書かせていただいております。

説明は以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

○逢見副主査 素人なので、よくわからないんですが、用地補償、特に用地取得交渉というのはかなり時間がかかるのではないかと思うんですけども、普通どのぐらいの時間軸で完了するものなんでしょうか。

○井上室長 基本的にこの地権者の方ということであれば、普通のというと語弊がございますが、通常の方であれば、基本的に1年あれば御理解いただいて、御契約いただけるということですが、基本的にここの事業区間からここの事業区間ということになりますと、関係権利者も増えてまいりますし、我々も段階的に用地を買ってまいりますので、全体とすると5年かかるとか、6年かかるということが出てまいります。基本的にこの地権者の方ということであれば、難航する方も当然いらっしゃると思いますが、基本的に1年あれば、過半の方は御理解いただけると。

○逢見副主査 そうすると、発注するときは、大体これは1年間で終了するという見通しを立てて発注していくんですか。

○井上室長 基本的には1年で処理したいということで、当然業務を発注いたしますが、ただ、相手方のいることですので、そこについては契約に至らないということも当然出てまいります。

○逢見副主査 これはいつごろから民間委託が始まったんですか。

○井上室長 総合技術業務という形で民間委託を始めたのは平成19年からでございます。ただ、それ以前に各地方整備局で、個別に交渉業務を民間委託していたことはございますが、こういう用地補償総合技術業務という形で、各地で統一の形で委託を始めたのは平成19年からという形になってございます。

○逢見副主査 今回、市場化テストを入れるに当たって、平成23年度からこういう仕組みで応札した業者がその仕事をやることになるというときに、一番最後の58ページに流れ図がありますよね。受注した業者はここから全部始まる業務をやるのか、それとも、その以前にやり残している仕事があって、そういうものを引き継がなければいけないのかというのがわからないんですけど、これは新規に始まる。

○井上室長 基本的には補償金の算定ですとか、関係権利者の特定ですとか、そういった部分については前年度までにすべて終わってございまして、その資料を貸与して、それで用地交渉をしていただくということでございますので、前年度からの宿題といいますか、やり残しの業務までオンしてやるということはないということですね。

○逢見副主査 そうですか。これは前のときと一緒なんですけれども、業務量とか入札単位、契約期間についてが、入札公告が1月になるわけですから、その時点の入札公告前に業務量が確定した段階、それから、発注単位が、契約期間が確定した段階で委員会に報告をお願いしたいと思います。

○井上室長 わかりました。我々作業的には技術調査課と全く一緒にやってございますので、そこは同じ形でやらせていただきたいと思います。と思っております。

○逢見副主査 それから、ここも今まで1者応札が非常に多かったということなんですけど、競争性を確保する上でどういう努力をされたのでしょうか。

○井上室長 先ほど技術調査課長からもございましたが、基本的に民間の事業者の方の話を聞いても、複数年による発注ですとか、一方で小ロットで発注してくれないかと、民間事業者の方、なかなか急に大勢の方を用意すると、育成する、雇用するというのは厳しゅうございますので、まずは小さな業務から受注して、ノウハウも積みながら、だんだん大きな業務に入っていきたいという声が非常に多いところがございます、基本的に複数年契約をしないような業務については、小ロットで、基本的に1班で、2人で業務ができるような形まで小ロットにして発注をしたいというふうには考えてございます。

○逢見副主査 もともと入札参加資格者は13ページにあるような、イ～ホの中でかなり数はあるということですか。

○井上室長 それはいらっしゃると思います。特に今回、イ、ロというのを実は追加してございまして、従来は、先ほど申しましたように、19年から業務ができたということもございましたので、どちらかというと客観的に確認できるような登録されているような技術者の方ということで縛っておったのですが、実務経験があれば、この業務ができるだろうということもございまして、このイ、ロの部分については、今回は新たに追加をしたところでございます。

○逢見副主査 あと、情報開示のところなんですが、例えば55ページでいうと、平成19年には、移転履行状況の確認は0だけども、平成20年には38件になるとか、全体としては業務量はそんなに変動はないように思いますけど、中身見ると結構今までない業務が増えたりしますよね。この辺は業務の性質上こうなるのでしょうかけれども、どの程度見通し立てられるものなんですか。

○井上室長 最終的な業務量、ここの地権者の方の数ですとか、物件の数によりますので、かなり変動が毎年出てくることは避けられないと考えております。例えば履行状況確認、19年、20年かなり差がございますが、例えば上物がないただの更地であれば、これは土地の所有権移転だけして終了でございますので、そういう上物の移転をしていただいた確認みたいなものは業務として発生してこないということがございますので、どういう地権者の方か、もしくはどういう補償対象物件かということかなり毎年度の発注の内容が変わってきてしまうということもございまして。

○小林副主査 それがボリューム、権利者数のボリューム、今、上物があるとかないとかというのはあるかもしれないんですけども、実施に要した経費を見ると、20年度はかなりボリュームがあるのに、21年度のほうが多いじゃないですか。これはだから人員配置が4人になっているからというだけの説明になってしまうのか、人員配置が何でここで4名になったのかというのがちょっと読みにくくて、権利者数でいえば、20年度のほうが64権利者数だから、21年度は19年度よりも少ないわけですよね。そこの説明能力がなくて、先ほどの上物があると、それはかなりコストに影響を与えるというのはわかるんですよ。だけど、上物については書いてないじゃないですか。ここの経費を説明するものとしてはちょっと不十分な感じがするんですけども、何か工夫の余地がありますでしょうか。

○井上室長 基本的に同じ一人の権利者の方でも、今、御指摘ございましたように、単に更地の権利者の方と上物つきの権利者の方、さらにそこで営業等をされている方ですと、一人の交渉、説明にかかる時間も手間も全然違いますので、同じ権利者一人でも、いわゆる積算上歩掛かりが違うと

いう形になってまいりますので、だから、権利者だけで全体の業務ボリュームを正確に示しているかという、御指摘のとおりとなっています。

○小林副主査 平成 21 年度に何で 4 人ですか、人員配置が 4 人になっているのかというのが説明されれば少しはわかるような気もするんですけど、どうなんですか。

○井上室長 実際この 4 人というのは受注業者のほうで 4 人体制でやったという事実を述べたにすぎませんので、受注業者のほうでそれなりの危機感というとあれですけれども、ボリューム感を認識して、前年度は 2 人で何とか回っていたものが、今年は 2 班体制で回さないと追いつかないという判断で 4 人で回されたということだと思いますが、確かに御指摘のとおり、なかなか数字上相関性が見えてこないということはあるかと思います。

○小林副主査 これは業務名と関係ありますか。平成 21 年度は地域連携道路事業用地補償総合技術業務。

○井上室長 恐らくあまり関係ないのではないかと思います。

○小林副主査 見積もるときのコストの変動が何によるかという、だから人員が 4 人になるということを決定するというのもそうなのかもしれないんですが、何か説明がほしいところなんですけど。

○井上室長 権利者のところをさらに細分化をしていけば、ある程度相関性のある説明、例えば先ほど申し上げました、更地だけの権利者が何人とか、建物付の権利者が何人とか、単に賃借人だったとか、賃借人も権利者の一人になりますので、この権利者というのは一体どういう権利者かという内容までお示しできれば、もしかしたらある程度この金額ですとか、体制ですとか、そういったことと相関した形での数字になってくるかと。

○小林副主査 入札にかけるときはもちろん現況というものの情報を出すんですよね。

○井上室長 出します。

○小林副主査 だから現況の情報を出して、それに基づいて積算するんですよね、入札参加者は。だから、その情報がここにある、どんなふうな形で簡単に要約できるのか、イメージがわからないんですけど、何かそういう情報があるとわかるような気がするんですけど。

○逢見副主査 もうちょっと工夫して、人員配置が 2 人が 4 人になるもうちょっとわかるようなものが、工夫があれば追記して情報を提供していただきたいと思います。

○井上室長 お許しいただけるなら、持ち帰りまして検討を、また相談をさせていただければと考えております。

○逢見副主査 それから、57 ページの実施体制図は、これは平成 21 年度ですから 4 人でやったときの体制はこうだったということですよ。

○井上室長 はい。

○逢見副主査 2 人だとどうなのかというのもあったほうがいいのではないかと思います。

○井上室長 御指摘のとおり、19、20 年度の情報も追記するべきだと思います。

○逢見副主査 はい。あと今後の事業評価の進め方については、前と一緒に記載について平仄合わせていただきたいと思います。

○小林副主査 今、何点か出ましたけれども、また、前のところと一緒にの部分もありますけれども、事務局のほうで、確認すべきことがありますでしょうか。

○事務局 先ほどの3業務と同様に、業務量、入札単位と契約期間の部分、事業評価の進め方の部分と、あとは情報開示の部分、どこまでできるかを御検討いただいて、その部分を修正した形で、また委員に御確認いただいて、その後、パブリックコメントを実施していただくという形で進めさせていただければと思います。

○小林副主査 ではそのような方向で検討をしていただいて、それを確認してからパブリックコメントという形で、次回の審議で議了する方向で調整を進めたいと思いますので、国土交通省におかれましては、よろしく御検討をいただけますようお願いいたします。

それでは、本日の入札監理小委員会は、これで終了いたします。よろしくお願いいたします。